

議第51号

京都市共葬墓地条例の一部を改正する条例の制定について

京都市共葬墓地条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市共葬墓地条例の一部を改正する条例

京都市共葬墓地条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市市営墓地条例

第1条第1項中「共葬墓地」を「市営墓地」に改める。

第7条の見出しを「(管理料)」に改め、同条第1項中「1,400円」を「1,900円」に、「保繕料」を「管理料」に改める。

第8条本文及び第9条中「保繕料」を「管理料」に改める。

第16条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第2号中「10年」を「1年」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第6条関係)

区 分	使用料 (1平方メートルにつき)			
	第1区	第2区	第3区	第4区
京都市若王子山墓地	200,000 ^円	160,000 ^円	120,000 ^円	80,000 ^円
京都市大日山墓地	250,000	200,000	150,000	100,000
京都市地藏山墓地	750,000	600,000	450,000	300,000
京都市宝塔寺山墓地	500,000	400,000	300,000	200,000

そ の 他 の 墓 地	300,000	240,000	180,000	120,000
-------------	---------	---------	---------	---------

備考 墓地の区画が第1区から第4区までのいずれに該当するかは、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市市営墓地条例第7条の規定は、平成25年度分の管理料から適用し、平成24年度分までの保繕料については、なお従前の例による。

提案理由

使用料及び保繕料の適正化を図る等の必要があるので提案する。